

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

（藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤沢市条
例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員を」を「職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員
を」に改める。

（藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）
の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「前項の規定により任命権者が」を「第4項の規定により定め
る時間、短時間勤務会計年度任用職員にあつては前項の規定により」に改め、同
項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「短時間勤務会
計年度任用職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩
時間を除き、1週間について35時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項及び第2項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間
勤務職員及び短時間勤務会計年度任用職員」に改める。

第9条第1項中「第11条第4項」を「第5項、第11条第3項及び第15条第3項」に、「考慮し」を「考慮し、」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の年次休暇は、その者の勤務時間等を考慮し、1年につき20日を超えない範囲内で規則で定める。

第10条第1項第2号中「90日」の次に「（臨時的に任用される職員及び会計年度任用職員にあつては、30日）」を加える。

第10条の2第2項中「（結婚休暇を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、結婚休暇についてその初日から同日後2週間を経過する日までの間については、この限りでない。

第11条第1項中「、職員が」を「、職員（臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続き勤務している者に、会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、現に1年以上引き続き勤務しているもの（介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに任期が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。）に限る。以下この条において同じ。）が」に改める。

第11条の2第1項中「職員」の次に「（臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続き勤務している者に、会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであつて、現に1年以上引き続き勤務しているものに限る。）」を加え、同条第2項中「2時間」の次に「（会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」を加える。

第13条第3項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び短時間勤務会計年度任用職員」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に規定するもののほか、第1項の規定により命ずる勤務に関し必要な

事項は、規則で定める。

第13条の2第1項中「時間外勤務手当を」を「時間外勤務手当（短時間勤務会計年度任用職員にあつては、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）第13条第2号の規定による時間外勤務報酬。以下この項において同じ。）を」に改める。

第15条第1項中「子のある職員」の次に「（臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続いて勤務している者に、会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、現に1年以上引き続いて勤務しているものに限る。以下この条において同じ。）」を、「当該職員」の次に「及び正規の勤務時間の全部が深夜にある職員」を加え、同条第4項中「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」の次に「（臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続いて勤務している者に、会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、現に1年以上引き続いて勤務しているものに限る。以下この条において同じ。）」を、「当該職員」の次に「及び正規の勤務時間の全部が深夜にある職員」を加え、「あり、第2項中」を「あるのは「要介護者のある職員（臨時的に任用される職員にあつては現に1年以上引き続いて勤務している者に、会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、現に1年以上引き続いて勤務しているものに限る。以下この条において同じ。）（正規の勤務時間の全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）にある職員を除く。）が、当該要介護者を介護する」と、第2項中」に改め、「第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」とを削る。

別表第2結婚休暇の項中「連続する」を「結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間において連続する」に改め、同表出産補助休暇の項中「おける」を「おいて」に改め、同表備考に次のように加える。

3 臨時的に任用される職員及び会計年度任用職員のこの表の適用については、

ボランティア休暇，子の看護休暇，家族看護休暇及び短期の介護休暇の項中「1年につき」とあるのは「1会計年度につき」と，児童養育休暇，子の看護休暇，家族看護休暇，短期の介護休暇及び祭日休暇の項中「職員」とあるのは「臨時的に任用される職員（現に6月以上引き続いて勤務している者に限る。）及び会計年度任用職員（1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によつて勤務日が定められ，及び1年間の勤務日数が121日以上である者で，かつ，現に6月以上引き続いて勤務しているものに限る。））」とする。

（藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)中「同一の職に引き続き」を「引き続いて」に改め，同号ア(イ)及び同号ウ中「同一の職に」を削る。

第2条の3第3号，第2条の4並びに第3条第8号中「同一の職に」を削る。

第7条第2項中「職員のうち」を「職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。）のうち」に改める。

第19条第2号ア中「同一の職に引き続き」を「引き続いて」に改める。

第20条第3項中「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。））」を「介護時間」に，「当該介護をするための時間」を「当該介護時間」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については，同項中「給与条例第11条」とあるのは「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）第11条」と，「給与条例第15条」とあるのは「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第12条」と，「給与額」とあるのは「報酬額」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条

例（平成8年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例（平成26年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（藤沢市における法令の遵守に関する条例の一部改正）

第6条 藤沢市における法令の遵守に関する条例（平成24年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め、「並びに同条第3項第3号に規定する嘱託員」を削る。

（藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第7条 藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年藤沢市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項又は前項の規定の適用については、これらの項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（藤沢市職員の降給に関する条例の一部改正）

第8条 藤沢市職員の降給に関する条例（平成28年藤沢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「又は藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）第7条第2項各号に定める報酬表」を加え、「いずれかの給料表」を「いずれかの表」に改める。

（藤沢市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第9条 藤沢市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年藤沢市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第261号」を「第261号。以下「法」という。」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」

に改める。

第2条第1項中「戒告処分は」を「戒告の処分は、」に改め、同条第2項中「免職の処分は」を「免職の処分は、」に改める。

第3条中「6ヶ月」を「6月」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）第7条第1項各号に規定する者以外のものにあつては同条例第7条第2項各号の報酬表に定める当該号給に規定する報酬月額に藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同条例第7条第1項各号に規定する者にあつては報酬月額に12を乗じ、その額を規則で定める時間数で除して得た額に処分の日の属する月の前6月以内の期間におけるその者の在職期間における勤務時間数の1月当たりの平均時間数を乗じて得た額」と、「給与」とあるのは「報酬」とする。

第4条第1項中「期間は」を「期間は、」に改め、同条第2項中「停職者は」を「停職者は、」に改め、同条第3項中「停職者は停職の期間中」を「停職者には、停職の期間中、」に改める。

第5条を削る。

第6条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「市規則」を「，規則」に改め、同条を第5条とする。

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第10条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 非常勤の特別職職員の報酬等（第2条－第6条）

第3章 短時間勤務会計年度任用職員の報酬等（第7条－第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「次に掲げる者」を「次に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。））」に、「費用弁償の支給方法」を「費用弁償並びに短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法」に改め、同条第18号中「非常勤の」の次に「特別職」を加える。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 非常勤の特別職職員の報酬等

第2条第1項中「別表」を「別表第1」に、同条第2項中「456,300円（医療業務を行う者については、月額638,000円）」を「450,000円（医師又は歯科医師の資格を有することが必要な職については、月額600,000円）」に改める。

第3条を次のように改める。

（報酬の支給方法）

第3条 日額又は回数で定められている報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務回数により計算した総額を翌月の末日までに支給する。

2 月額で定められている報酬は、翌月の末日までに支給する。

3 報酬が月額で定められている職について、月の中途において、新たに委嘱された者に対しては当該委嘱の日から、退職、免職その他によりその職を失った者又は在職中に死亡した者に対しては当該職を失った日又は死亡した日まで当該月の現日数を基礎として日割計算により報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、任命権者が必要があると認めるときは、別の方法により支給することができる。

第4条第1項中「出張した」を「出張する」に、「利用した」を「利用する」に改める。

第5条第1項中「旅費」を「費用弁償として旅費」に改め、同条第2項中「第

1 条第 1 号から第 9 号までに掲げる者にあつては旅費条例の特別職の職員に関する規定、同条第 18 号に掲げる者にあつては一般職」を「旅費条例の特別職」に改め、同条第 3 項を削る。

第 6 条第 1 項中「（次条に規定する通勤費用が支給されるものを除く。）」を削る。

第 7 条第 1 項中「第 1 条第 18 号に規定する者（市長が別に定める職に委嘱されるものに限る。）のうち、次に掲げる者には、」を「次に掲げる短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償として」に改め、「ことができる」を削り、同条第 3 項を削り、同条第 2 項中「通勤費用」を「第 7 条第 1 項ただし書各号に規定する者の通勤費用」に改め、同項第 1 号中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、「実日数」の次に「（実日数が 20 日を超える場合は、20 日）」を加え、同号の表に備考として次のように加える。

備考 平均 1 月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員にあつては、表の額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第 7 条第 2 項第 3 号中「前項第 3 号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項各号に規定する通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員とは、地方公務員災害補償法第 29 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員であつて、交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものをいう。

3 第 1 項各号のいずれかに該当する者（第 7 条第 1 項各号に規定する者を除く。）の通勤費用の額は、給与条例第 9 条の規定を準用する。この場合において、同条中「通勤手当」とあるのは「通勤費用」と、「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務会計年度任用職員」とする。

第 7 条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項、第 2 項及び前項に規定するもののほか、第 7 条第 1 項各号に規定す

る者の通勤費用に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条を第19条とし、第6条の次に次の章名及び12条を加える。

第3章 短時間勤務会計年度任用職員の報酬等

(基本報酬)

第7条 短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬は、次項から第4項までの規定に従い月額で定める。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の基本報酬は、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額で定める。

- (1) 任期が1月に満たない者（次号又は第3号に該当する者を除く。）
- (2) 1週間の勤務時間数が規則で定める時間数に満たない者（次号に該当する者を除く。）
- (3) 市民病院に勤務する職員のうち、医療職報酬表(1)又は医療職報酬表(2)を適用することでは、適正な水準の報酬を確保することが難しいと市長が認める者
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要があると認める者

2 短時間勤務会計年度任用職員に適用する報酬表の種類は、次に掲げるとおりとし、各報酬表の適用範囲及び職種ごとに決定することができる上限となる号給は、規則に定めるところによる。

- (1) 行政職報酬表(1) (別表第2)
- (2) 行政職報酬表(2) (別表第3)
- (3) 医療職報酬表(1) (別表第4)
- (4) 医療職報酬表(2) (別表第5)
- (5) 医療職報酬表(3) (別表第6)

3 新たに前項各号に定める報酬表の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員となつた者の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。この場合において、月額で定める基本報酬の額は、各報酬表に定める当該号給に規定する報酬月額（第12条第1項において同じ。）に、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100

分の113（医療職報酬表(1)の適用を受けるものにあつては、100分の116）を乗じて得た額とする。

- 4 前項の規定により号給を決定する場合においては、公務員としての経験年数、民間経歴等を考慮することができる。ただし、第2項の規定による職種ごとに決定することができる上限となる号給を超えることはできない。

（報酬の加算）

第8条 短時間勤務会計年度任用職員（第7条第1項各号に規定する者を除く。）

のうち、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を基本報酬とあわせて支給する。

(1) 医療職報酬表(1)の適用を受ける者 308,600円に算出率を乗じて得た額

(2) 医療職報酬表(3)の適用を受ける者のうち、規則で定めるもの 2,000円に算出率を乗じて得た額

- 2 前項の規定は、短時間勤務会計年度任用職員（第7条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する者に限る。）の加算について準用する。この場合において、同項第1号中「308,600円に算出率を乗じて得た額」とあるのは「1,991円に月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数を乗じて得た額（当該額が308,600円を超える場合は、308,600円）」と、第2号中「2,000円に算出率を乗じて得た額」とあるのは「13円に月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数を乗じて得た額（当該額が2,000円を超える場合は、2,000円）」とする。

（基本報酬の支給方法）

第9条 短時間勤務会計年度任用職員（第7条第1項各号に規定する者を除く。）

の基本報酬は、毎月20日（当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、繰り上げた日。次項において同じ。）に支給する。

- 2 短時間勤務会計年度任用職員（第7条第1項各号に規定する者に限る。）の基本報酬は、当該職員の基本報酬を基に月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数により計算した総額を翌月の20日に支給する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、その全部若しくは一部を繰り上げ、又は繰り下げて支給することができる。

(月額で定める基本報酬の支給の始期及び終期)

第10条 新たに短時間勤務会計年度任用職員(第7条第1項各号に規定する者を除く。以下この条において同じ。)となつた者には、その日から基本報酬を支給し、基本報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本報酬を支給する。

- 2 短時間勤務会計年度任用職員が退職したときは、その日まで基本報酬を支給する。

- 3 前2項の規定により、短時間勤務会計年度任用職員に基本報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬の額は、その月の現日数から週休日(勤務時間等条例第3条の週休日をいう。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

- 4 短時間勤務会計年度任用職員が死亡したときは、その死亡した日の属する月の基本報酬の全額を支給する。

(基本報酬の減額等)

第11条 短時間勤務会計年度任用職員(第7条第1項各号に規定する者を除く。)が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合(勤務時間等条例第10条の2の規定による生理休暇、健康診査等休暇、通勤緩和休暇、出産休暇、出産補助休暇、育児時間休暇、育児参加休暇若しくは児童養育休暇、同条例第11条の規定による介護休暇若しくは同条例第11条の2の規定による介護時間の承認又は同条例第12条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。次項において同じ。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した基本報酬を支給する。

- 2 短時間勤務会計年度任用職員(第7条第1項各号に規定する者に限る。)が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除き、当該時間に対して基本報酬を支給しない。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの報酬額は、報酬月額に100分の113（医療職報酬表(1)の適用を受けるものにあつては、100分の116）を乗じて得た額に12を乗じ、その額を規則で定める勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第3号に規定する者の勤務1時間当たりの報酬額は、30,000円を超えない範囲内において市長が別に定める。

（基本報酬以外の報酬）

第13条 基本報酬のほか、短時間勤務会計年度任用職員が、次の各号に掲げる勤務に従事した場合は、それぞれ当該各号に定める報酬を支給する。ただし、第7条第1項第3号に規定する者については、第1号の規定に定める報酬は支給しない。

(1) 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で報酬上特別の考慮を必要とし、かつ、勤務の特殊性を基本報酬で考慮することが適当でないと認められるものに従事した場合 特殊勤務報酬

(2) 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、当該正規の勤務時間外に勤務した場合 時間外勤務報酬

(3) 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、当該正規の勤務時間中に勤務した場合 休日勤務報酬

(4) 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合 夜間勤務報酬

(5) 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ、当該宿直勤務又は日直勤務に従事した場合 宿日直報酬

（基本報酬以外の報酬の支給方法）

第14条 前条各号に定める報酬は、月の初日から末日までの間を計算期間とし、当月分を翌月の基本報酬の支給日に支給する。

（給与条例の準用）

第15条 前条に規定するもののほか、基本報酬以外の報酬の額、支給方法等に関しては、藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号。以下「給与条例」という。）第10条、第12条から第14条まで及び第16条の規定を準用する。この場合において、給与条例中「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務報酬」と、「時間外勤務手当」とあるのは「時間外勤務報酬」

と、「第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「藤沢市非常勤職員の報酬に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」と、「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務会計年度任用職員」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務報酬」と、「夜間勤務手当」とあるのは「夜間勤務報酬」と、「宿日直手当」とあるのは「宿日直報酬」とする。

（休職者等の報酬）

第16条 休職にされた短時間勤務会計年度任用職員に対する報酬は、次に定めるところにより支給する。

(1) 短時間勤務会計年度任用職員が公務上の傷病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに基本報酬（第8条に規定する報酬を含む。）の全額を支給する。

(2) 短時間勤務会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに基本報酬の100分の60を支給する。

2 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた短時間勤務会計年度任用職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる報酬その他の給与も支給しない。

（報酬の口座振込み）

第17条 報酬は、短時間勤務会計年度任用職員の申出により、口座振込みの方法により支払うことができる。

（報酬からの控除）

第18条 市長は、短時間勤務会計年度任用職員に報酬を支給する際、次に掲げるものをその報酬から控除することができる。

- (1) 藤沢市職員福利厚生会（以下この条において「厚生会」という。）の会費
- (2) 厚生会の団体取扱契約に係る生命保険等の保険料及び積立金
- (3) 厚生会の行う福利厚生事業に係るあつせん事業負担金

- (4) 市長が別に定める金融機関への預貯金並びに貸付金に係る返済金及び利息
- (5) 職員団体の団体費及び当該団体の取り扱う生命共済等に係る掛金
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

第19条の次に次の2条及び1章を加える。

(公務旅行に係る費用弁償)

第20条 公務のため旅行する短時間勤務会計年度任用職員に対し、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、旅費条例の一般職の職員に関する規定を準用する。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第7条第1項第2号又は第3号に該当する者以外の短時間勤務会計年度任用職員（一会計年度における地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第7条第1項第2号又は第3号に該当する者を除く。）としての任期が6月以上ある者に限る。）に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員（市長が定める者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における基本報酬をいう。）に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の90
- (3) 4月以上5月未満 100分の80
- (4) 3月以上4月未満 100分の65
- (5) 2月以上3月未満 100分の50

(6) 1月以上2月未満 100分の35

(7) 1月未満 100分の20

3 基準日において、一会計年度における地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第7条第1項第2号又は第3号に該当する者を除く。）としての任期が6月以上ある者のうち、第7条第1項第1号又は第4号に該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における基本報酬」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」とする。

4 休職にされ、又は専従許可を受けた短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、第16条の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給方法、支給制限、在職期間の算定等に関しては、給与条例の規定を準用する。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則中第8項を第7項とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の5表を加える。

別表第2（第7条関係）

行政職報酬表(1) (単位 円)

号給	報酬月額
1	154,500
2	155,900
3	157,200
4	158,500
5	159,800
6	161,300

7	162,900
8	164,500
9	165,800
10	167,300
11	168,800
12	170,300
13	171,800
14	174,500
15	177,100
16	179,700
17	182,500
18	184,200
19	185,800
20	187,500
21	189,000
22	190,700
23	192,600
24	194,300
25	195,900
26	197,700
27	199,500
28	201,300
29	202,900
30	204,700
31	206,500
32	208,300
33	209,900
34	211,700

35	213,600
36	215,400
37	216,800
38	218,600
39	220,300
40	222,200
41	223,900
42	225,600
43	227,200
44	228,800
45	230,200
46	231,900
47	233,600
48	235,200
49	236,300
50	237,800
51	239,200
52	240,500
53	241,800
54	243,100
55	244,100
56	245,300
57	246,600
58	247,700
59	248,900
60	250,200
61	251,100
62	252,600

63	254,000
64	255,400
65	256,800
66	258,200
67	259,600
68	260,900
69	262,100
70	263,500
71	264,900
72	266,200
73	267,300
74	268,400
75	269,700
76	271,000
77	272,000
78	273,200
79	274,500
80	275,800
81	276,700
82	277,700
83	278,600
84	279,700
85	280,800
86	281,800
87	282,800
88	283,800
89	284,300
90	285,200

91	285,900
92	286,800
93	287,800
94	288,600
95	289,400
96	290,200
97	291,000

備考 藤沢市八ヶ岳野外体験教室に勤務する者に対しては、その勤務の特殊性に基づき、報酬表に定める額に当該額に100分の5を乗じて得た額を加えた額を報酬表に定める額とする。

別表第3（第7条関係）

行政職報酬表(2) (単位 円)

号給	報酬月額
1	145,500
2	146,600
3	147,800
4	148,900
5	150,000
6	151,100
7	152,300
8	153,400
9	154,500
10	155,900
11	157,200
12	158,500
13	159,800
14	161,300
15	162,900

16	164,500
17	165,800
18	167,300
19	168,800
20	170,300
21	171,800
22	174,500
23	177,100
24	179,700
25	182,500
26	184,200
27	185,800
28	187,500
29	189,000
30	190,700
31	192,600
32	194,300
33	195,900
34	197,300
35	198,800
36	200,300
37	201,600
38	203,000
39	204,200
40	205,500
41	206,800
42	208,100
43	209,400

44	210,700
45	211,800
46	213,200
47	214,500
48	215,800
49	216,900
50	218,000
51	219,000
52	220,100
53	221,200
54	222,300
55	223,200
56	224,200
57	224,600
58	225,500
59	226,300
60	227,100
61	227,800
62	228,800
63	229,600
64	230,500
65	231,200
66	232,000
67	233,000
68	234,000
69	234,700
70	235,400
71	236,000

72	236,800
73	237,600
74	238,300
75	239,000
76	239,600
77	240,300
78	241,100
79	241,900
80	242,700
81	243,200
82	243,900
83	244,600
84	245,300
85	245,900
86	246,600
87	247,300
88	248,000
89	248,500
90	249,000
91	249,300
92	249,700
93	250,000

別表第4（第7条関係）

医療職報酬表(1)（単位 円）

号給	報酬月額
1	275,300
2	279,300
3	283,400

4	287,400
5	291,200
6	295,300
7	299,200
8	303,200
9	306,900
10	310,500
11	314,100
12	317,700
13	321,300
14	325,100
15	328,600
16	332,100
17	335,700
18	338,500
19	341,100
20	343,800
21	346,600
22	348,700
23	350,900
24	353,300
25	355,600
26	358,000
27	360,200
28	362,700
29	365,000
30	367,400
31	369,800

32	372,000
33	374,400
34	375,800
35	377,300
36	378,700
37	379,900
38	381,300
39	382,800
40	384,400
41	385,500
42	386,500
43	387,500
44	388,300
45	389,200
46	390,100
47	390,800
48	391,700
49	392,400
50	393,300
51	394,200
52	395,000
53	395,500
54	396,000
55	396,400
56	396,900
57	397,200

別表第5（第7条関係）

医療職報酬表(2) (単位 円)

号給	報酬月額
1	177,400
2	179,300
3	181,100
4	183,100
5	185,000
6	186,500
7	188,000
8	189,500
9	191,100
10	192,500
11	194,000
12	195,400
13	196,900
14	198,100
15	199,400
16	200,700
17	202,200
18	203,600
19	204,900
20	206,300
21	207,400
22	208,700
23	210,000
24	211,300
25	214,100
26	215,700
27	217,400

28	219,100
29	220,400
30	221,900
31	223,400
32	224,900
33	226,300
34	227,700
35	229,000
36	230,300
37	231,600
38	233,100
39	234,600
40	236,000
41	237,100
42	238,400
43	239,400
44	240,700
45	242,100
46	243,500
47	244,600
48	245,900
49	247,200
50	248,300
51	249,500
52	250,600
53	251,700
54	253,200
55	254,700

56	256,000
57	257,600
58	259,000
59	260,400
60	261,700
61	262,900
62	264,300
63	265,700
64	267,000
65	267,800
66	269,100
67	270,400
68	271,700
69	272,700
70	273,900
71	275,200
72	276,500
73	277,300
74	278,400
75	279,300
76	280,400
77	281,400
78	282,400
79	283,600
80	284,700
81	285,300
82	286,000
83	286,500

84	287,300
85	288,100

別表第6（第7条関係）

医療職報酬表(3) （単位 円）

号給	報酬月額
1	177,200
2	178,900
3	180,500
4	182,000
5	183,600
6	185,600
7	187,600
8	189,700
9	191,900
10	194,000
11	196,100
12	198,300
13	200,400
14	202,600
15	204,900
16	207,100
17	209,100
18	210,500
19	211,700
20	213,000
21	214,200
22	215,300
23	216,700

24	217,900
25	219,200
26	220,500
27	221,800
28	223,100
29	224,400
30	225,800
31	227,100
32	228,500
33	229,400
34	230,900
35	232,300
36	233,700
37	234,900
38	236,300
39	237,700
40	239,000
41	240,000
42	241,100
43	242,100
44	243,200
45	244,200
46	245,300
47	246,300
48	247,300
49	248,000
50	249,000
51	249,700

52	250,800
53	251,700
54	252,700
55	253,500
56	254,500
57	255,400
58	256,300
59	257,500
60	258,400
61	259,200
62	260,300
63	261,400
64	262,500
65	264,000
66	265,300
67	266,600
68	267,800
69	268,800
70	269,900
71	271,300
72	272,500
73	273,400
74	274,400
75	275,500
76	276,600
77	277,500
78	278,400
79	279,500

80	280,600
81	281,400
82	282,300
83	283,100
84	284,200
85	285,100
86	286,100
87	287,000
88	288,000
89	288,600
90	289,400
91	290,000
92	291,000
93	291,800
94	292,600
95	293,400
96	294,200
97	294,900

(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「常勤の会計年度任用職員」という。）には、第1項各号に定める給料表の1級（医療職給料表(3)にあつては、2級）の欄を適用し、職種ごとに決定することができる号給の上限は、規則で定める。

第5条を次のように改める。

(給料の支給日)

第5条 職員の給料は、毎月20日に支給する。この場合において、同日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、繰り上げてこれを支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、その全部若しくは一部を繰り上げ、又は繰り下げて支給することができる。

第9条第2項中「別表に定める」を「第29条第2項に規定する障害等級に該当する」に改める。

第11条中「児童養育休暇、」を「児童養育休暇（臨時的に任用される職員及び常勤の会計年度任用職員にあつては、生理休暇、健康診査等休暇、通勤緩和休暇、出産休暇、出産補助休暇、育児時間休暇、育児参加休暇若しくは児童養育休暇）、同条例」に改め、「若しくは」の次に「同条例」を加える。

第13条第3項を削る。

第13条の2の見出し中「及び休日勤務手当の特例」を「又は休日勤務手当の加算」に改め、同条中「勤務（前条第3項に規定する規則で定める勤務を除く。）」を「正規の勤務時間外の勤務又は休日の勤務」に、「給与のほか、その勤務1回につき7,500円を超えない範囲内で規則で定める額を」を「手当のほか、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25に相当する額を時間外勤務手当又は休日勤務手当の加算として」に改める。

第17条第1項中「在職する職員」の次に「（常勤の会計年度任用職員にあつては、一会計年度における地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）第7条第1項第2号又は第3号に該当する者を除く。）としての任期が6月以上ある者に限る。）」を加える。

第20条の3に次の1項を加える。

3 第4条の規定中昇給に関する部分、第7条、第7条の2、第8条の2、第9条の2、第11条の2、第16条の2、第18条から第20条までの規定中勤勉手当に関する部分、前条並びに次条第2号、第3号、第5号及び第6号の規定は、常勤の会計年度任用職員には適用しない。

第21条第1号中「休職期間中」を「休職の期間中」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第25条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第24条とする。

別表第1の備考ただし書きを削る。

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第12条 藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤沢市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）

第2条第2項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項各号に掲げる職員以外の職員のうち、同項第1号に掲げる職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、同号に掲げる職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障がいの状態にある傷病とする。以下同じ。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第3条第2項中「（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障がいの状態にある傷病とする。以下同じ。）」を削る。

第7条第3項中「、第8条第3項第1号」の前に「、第7条の2第1項」を加え、同条第7項中「又は第3号」を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間については、第2条第3項に規定する者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間を含むものとみなす。

2 前条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第3項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでに相当するその引き続いた在職期間を含むものとする。

第8条の2第3項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「法律」を「臨時的に任用される職員その他の法律」に改め、「者」の次に「(前2号に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第2条第3項の規定により職員とみなされる者

第20条中「条例実施」を「条例の施行」に、「市長が」を「規則で」に改める。

附則に次の2項を加える。

7 当分の間、第2条第3項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

8 当分の間、常勤の特別職職員であつた者が退職した日の翌日から起算して8年を経過する日までの間に、藤沢市職員の定年に関する条例(昭和59年藤沢市条例第12号。以下「定年条例」という。)第2条の規定により退職した者が退職した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、藤沢市職員の再任用に関する条例(平成13年藤沢市条例第29号)第2条第1号に定める者が定年条例第2条に定める定年により退職する日まで在職したものと仮定した場合において退職することとなる日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、それぞれ採用された者には、この条例は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(制度移行に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に一般職の職員（藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）に規定する職員，地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）又は非常勤の特別職職員（地方公務員法第3条第3項第3号に規定するものに限る。以下同じ。）として任用されていた者のうち，施行日に1年間の任期を定めて会計年度任用職員（第10条の規定による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第7条第1項各号に規定する者を除く。第4項において同じ。）として任用される者で，その者が当該任用に対して受ける年間の報酬見込み額が施行日の前日において受けていた賃金又は報酬の勤務1時間当たりの額にその者の会計年度任用職員としての年間の勤務時間数を乗じて得た額（以下「平成31年度仮定年間報酬」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）の基本報酬は，平成37年3月31日までの間，第10条の規定による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第7条第2項から第4項まで又は第12条に規定する基本報酬の額に，当該額と平成31年度仮定年間報酬を14.6（平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は，14.6を超えない範囲内で別に定める数）で除して得た額との差額に相当する額を加算した額とする。
- 3 第10条の規定による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例第7条第1項2号に規定する者の基本報酬には，前項の規定を準用する。この場合において，同項中「14.6」とあるのは「12」とする。
- 4 施行日の前日に一般職の職員又は非常勤の特別職職員として任用されていた者のうち，施行日に1年間の任期を定めて会計年度任用職員として任用される者（前2項に規定する職員を除く。）について，これらの項の規定による基本報酬を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは，当該職員には，規

則の定めるところにより、同項の規定に準じて、基本報酬を支給する。

(委任)

- 5 附則前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入されたこと等に伴い、関係条例において所要の改正をする必要による。